

鳥取県立倉吉東高等学校 文化部活動に係る方針

1 目 標

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する。
- (2) 「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」を遵守する。
- (3) 各顧問が各部活動の活動計画表を作成し、生徒が見通しをもって主体的に活動できるようにする。
- (4) 各部活動の実態に応じ、休養期間を明確にして活動する。
- (5) 顧問は、適切な指導及び事故防止を徹底する。

2 活動について

- ①休 養 日：原則として、週末のいずれかを含む週 1 日以上とする。
※別紙「活動計画表」参照
- ②活動時間：学期中は原則として、長くても平日は 3 時間程度、学校の休業日は 4 時間程度とする。(朝練習を行う場合の時間も含む)
- ③参加する大会：原則として、高文連主催、共催の大会とする。
その他の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、校長が許可した場合のみ認める。
- ④そ の 他：考査の 1 週間前（土日含む）は部活動を行わないこととする。
長期休業中の部活動休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、各部活動の実態に応じ、ある程度の休養期間を設ける。
週末に大会等で活動した場合は、部活動休養日を他の曜日に振り替える。

3 部の運営について

- (1) 体罰等、不適切な指導の禁止について
 - ・部活動顧問、外部指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等の無い指導に徹する。
- (2) 保護者との連携・協力について
 - ・年度当初に、顧問は保護者に対し、指導方針、活動計画、休養日、活動時間等を示し、理解を得た上で活動する。
 - ・必要に応じて、保護者会を開催する。
- (3) 熱中症等による事故防止について
 - ・猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努める。